

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産：最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法より算定）

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建	物	：	2～30年						
構	築	物	：	9～20年					
医	療	用	器	械	備	品	：	2～10年	
そ	の	他	の	器	械	備	品	：	2～20年
車	両	運	搬	具	：	3～4年			

(2)無形固定資産

自社利用ソフトウェアについて法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、最終回収日に基づく滞留期間等を基準に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当会計年度末までに発生していると認められる額を役員退職金規定により計算を行い、計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税は長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1)補助対象となる支出が事業費に計上される補助金等については、当該補助対象費用と対応させるため、事業収益に計上しております。

(2)リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンスリースについては賃貸借処理によっております。

6 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1)賃貸借処理をしたファイナンスリース取引に係るリース料総額及び未経過リース料の当期末残高

(単位:千円)

	リース料総額	未経過リース料期末残高
車両運搬具	37,628	20,347
合計	37,628	20,347

(2)有形固定資産の減価償却累計額 1,770,506千円